

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	¥30,548,100	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
2	令和7年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株 式会社	¥33,418,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
3	令和7年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社太洋堂	¥1,045,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G4	—
4	次期情報システム統合基盤への業務システム移行に伴うお客 さまセンターシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株 式会社	¥108,460,000	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 第1号	W1	○
5	水道局お客さま専用サイト（マイページ）導入に伴う操作性 向上に係るお客さまセンターシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	西日本電信電話株 式会社	¥37,950,000	令和7年4月7日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 第1号	W1	○
6	令和7年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入 設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	横手産業株式会社	¥7,920,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
7	令和7年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	三菱電機プラント エンジニアリング 株式会社 西日本 本部	¥154,000,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
8	営業所オンラインシステムにおける過去情報のデータ抽出作 業及びマイページシステム等とのデータ連携項目の追加に伴 うシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立シス テムズ 関西支社	¥29,211,600	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G4	—
9	令和7年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入 設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	水 i n g AM株式 会社 西日本支店	¥6,083,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
10	令和7年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務 委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	月島ジェイアクア サービス機器株式 会社 西日本営業 所	¥46,200,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	令和 7 年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託 (概算契約)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥124,136,100	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 第2号	W2	○
12	令和 7 年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業 部	¥13,860,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
13	令和 7 年度 施設管理システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社ヤマイチ テクノ	¥10,131,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
14	令和 7 年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	三菱電機プラント エンジニアリング 株式会社 西日本 本部	¥4,070,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
15	令和 7 年度 水道局工事等積算システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	東芝デジタルソリューションズ株式 会社 関西支社	¥32,637,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G4	—
16	令和 7 年度 水道局土地台帳管理システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社ヤマイチ テクノ	¥1,309,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
17	令和 7 年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	浅野アタカ株式会社 大阪支店	¥5,253,600	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
18	令和 7 年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修 業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通 J a p a n 株式会社 関西公 共ビジネス統括部	¥85,605,300	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 第1号	W1	○
19	令和 7 年度 柴島浄水場外5か所配水管理設備外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	横河ソリューションサービス株式 会社 関西支社	¥170,500,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
20	令和 7 年度 お客さまセンター管理業務委託	各種施設管理－建物等 清掃	阪急阪神ビルマネジメント株式 会社	¥2,716,120	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G2	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	令和7年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託（概算契約）	その他代行 －その他	株式会社大阪水道 総合サービス	¥41,910,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
22	令和7年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守 点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社磯村	¥5,500,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
23	令和7年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保 守業務委託	情報処理－ 情報処理	中電技術コンサル タント株式会社 大阪支店	¥8,525,825	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G4	—
24	令和7年度 水道事業体への研修の実施他業務委託（概算契 約）	その他代行 －研修	株式会社大阪水道 総合サービス	¥11,440,000	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
25	令和7年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託	各種施設管 理－機械設 備等保守点 検	株式会社カクタス	¥1,334,575	令和7年4月1日	地方公営企業法施行令第2 1条の13第1項第2号	G3	—
26	令和7年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通 J a p a n 株式会社 関西公 共ビジネス統括部	¥59,757,280	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 第1号	W1	○
27	水道局庶務事務・人事給与システム統合基盤移行対応及びOS 更新業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通 J a p a n 株式会社 関西公 共ビジネス統括部	¥84,504,200	令和7年4月25日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 第1号	W1	○
28	水道局財務会計システム統合基盤移行対応及びOS更新業務委 託	情報処理－ 情報処理	富士通 J a p a n 株式会社 関西公 共ビジネス統括部	¥58,410,000	令和7年4月18日	地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例 を定める政令第11条第1項 第1号	W1	○

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまがスマートフォン等からインターネットを通じて、水道使用量・水道料金等・災害発生時の応急給水拠点の閲覧機能、水道の使用開始・中止等の申込機能、電子請求・電子決済機能を利用できる大阪市水道局お客さま専用サイト（以下「本システム」という。）について、本システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは日本電気株式会社が当局の既存システムに合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムは日本電気株式会社が提供するクラウドサービスを使用しており、データ保護の観点から他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、日本電気株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付けを行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、利用実績に応じた性能管理や資源管理のための統計処理や変則的なお客さまセンターの運営時間に連動した電話ガイダンスの設定、障害発生時の緊急対応等の保守を行うものです。

本システムは上記業者が当局の運用に合わせて独自に開発を行ったスクラッチ開発製品であり、本業務を履行するには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、開発プログラムについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社太洋堂

3 随意契約理由

本業務は、お客さまサービス向上の施策の一環として、各種情報を提供するために設置された大阪市水道局お客さまサポートページを維持運用し、当該ページに設置されたチャットボットが適切に回答を導くよう管理し、お客さまに提供する情報の検索性向上を図るものです。

サポートページおよびチャットボットは、株式会社太洋堂が自社独自の仕様で設計し、開発を行っていることから、本業務を履行するには、サポートページの全体構成並びにシステムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社太洋堂が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

次期情報システム統合基盤への業務システム移行に伴うお客さまセンターシステム改修業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受けを行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）については、現在、大阪市水道局情報システム統合基盤上（以下、「統合基盤」という。）で稼働しており、令和7年度に統合基盤の再構築を実施するため、次期統合基盤へシステム移行を行う必要があります。本業務は、本システムの移行にかかる動作確認及び他システムとの連携等の改修を行うものです。

本システムは上記業者が当局の運用に合わせて独自に開発を行ったスクラッチ開発製品であり、本業務を履行するには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、開発プログラムについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 0 6 - 6 4 5 8 - 6 0 0 2）

随意契約理由書

1 案件名称

水道局お客さま専用サイト（マイページ）導入に伴う操作性向上に係るお客さまセンターシステム改修業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付を行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、水道局お客さま専用サイト（マイページ）の導入に伴う操作性向上に係るシステムの動作確認及び他システムとの連携等の改修を行うものです。

本システムは上記業者が当局の運用に合わせて独自に開発を行ったスクラッチ開発製品であり、本業務を履行するには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、開発プログラムについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 0 6 - 6 4 5 8 - 6 0 0 2）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横手産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、咲洲配水場及び大阪市柴島浄水場下系に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

咲洲配水場の設備は株式会社クボタが、大阪市柴島浄水場下系の設備は水道機工株式会社が、それぞれ自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

各設備について、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、咲洲配水場及び大阪市柴島浄水場下系に設置している設備の保守業務については、横手産業株式会社へ移管されています。各設備について、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、横手産業株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備、水質遠隔監視測定設備及び幹線電動弁設備の保守点検を行い、機能維持を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したもので、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

当該設備にかかる保守点検業務は上記業者へ移管されており、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

営業所オンラインシステムにおける過去情報のデータ抽出作業及びマイページシステム等とのデータ連携項目の追加に伴うシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）にて保管しているデータの抽出及び改修を行うものです。

本システム稼働前のお客さまの調定・収納情報等は、現在、本システムに組み込まれている過去情報システムにより検索・閲覧等を行っていますが、令和8年1月リリース予定の次期情報システム統合基盤におけるクラウド環境にはシステム構成上の理由により過去情報システムを移行することができないため、本システムから過去情報システムを切り離すこととなりました。切り離し後も当該情報の閲覧等を行う必要があるため、本システム内にて保管しているデータの抽出作業を行うものです。

あわせて、現在のマイページシステムの過去使用実績画面では、お客さまの過去の口座振替済金額を確認することができませんが、お客さまサービス向上の観点から、マイページシステム上で確認できるように、本システムからマイページシステムへの連携データに項目を追加するための改修を行います。

さらに、新たな支払方法として電子決済が追加されることから、お客さまの支払方法が電子決済であることをお客さまセンターシステムの各種画面において確認できるように、本システムからお客さまセンターシステムへの連携データに項目を追加するための改修を行います。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事ができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

水 ingAM 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大淀配水場及び異配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備の薬品の受入れから注入点までの設備構成並びに構成する機器や部品、材料の選定及び注入等に関する制御方法は、水 ing 株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備の事業は水 ingAM 株式会社へ事業承継されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、水 ingAM 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

月島ジェイアクアサービス機器（株）

3 随意契約理由

本業務は、大阪市柴島浄水場上系及び大阪市庭窪浄水場に設置している酸注入設備並びに大阪市庭窪浄水場、大阪市豊野浄水場、長居配水場、住吉配水場、住之江配水場、舞洲給水塔、城東配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものである。

舞洲給水塔の注入設備はJ F E アクアサービス機器（株）が、それ以外の設備は磯村豊水機工（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作し、納入したものであり、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、磯村豊水機工（株）はJ F E エンジニアリング（株）に事業統合され、J F E アクアサービス機器（株）に業務移管されており、社名変更により現在は月島ジェイアクアサービス機器（株）が履行している。

本業務を実施可能と思われる複数の事業者ヒアリングにおいて、他の事業者が本業務を履行中に設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務の履行により生じたものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは月島ジェイアクアサービス機器（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることができるのは、株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5472）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備及び水質遠隔監視測定設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、メタウォーター株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはメタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）